

自由同和

大阪版

- 運動スローガン
1. 自由な論議の場を!
 2. 行政の主体性の確立
 3. エセ同和行為の排除

No. 448

2024年(令和6年)6月25日発行

■発行所 自由同和会大阪府本部事務局
堺市堺区宿屋町西1丁1番22号 三徳ビル3F
電話(072)224-1111
■発行人 畑中幸司
定価一部500円 年間6000円(送料込み)

ホームページ▶ <http://jiyudowa-osaka.org/>

第36回 大阪経済商工連合会総会

令和6年5月29日(水)午後2時30分大阪経済商工連合会事務所において、第36回大阪経済商工連合会総会を開催しました。
今年度の方針・事業報告など議案はすべて可決されました。



■ 令和5年度事業報告

令和5年6月9日(金)

「第35回大阪経済商工連合会総会」開催(大商連事務所)

令和6年2月3日(金)

「自由同和会近畿ブロック・近畿経済商工連合会令和5年度研修大会」が大阪キャッスルホテルに於いて開催。

その後、近畿各局に対する要請行動は、代表者が要望書を提出。

令和6年2月15日(木)～

大阪経済商工連合会確定申告相談実施。

令和6年2月21日(水)

京都府本部八幡市にて開催の確定申告相談会に1名参加。

令和6年3月29日(金)

収支報告書を作成。

■ 令和6年度事業方針

1. 近畿経済商工連合会と協力し、国税局・大阪府・各市町村に同対審答申の精神の徹底を求めていく。
1. 各商工会事務局で地区・地域住民の経営相談に応じれる様、事務局学習会・交流会を進めていく。
1. 会員の拡大強化を進めていく。
1. 計算事務センターの強化を推進していく。



中央本部川上会長の挨拶



麻生副総裁のご祝辞

自由同和会第39回全国大会開催

令和6年5月22日(水)午後2時より、自由同和会第39回全国大会が自由民主党本部8階大ホールに於いて開催されました。

上田藤兵衛全国副会長の開会の挨拶で始まり、主催者を代表して川上高幸全国会長の挨拶、来賓として自由民主党麻生太郎副総裁のご祝辞を頂戴しました。

記念講演として「LGBT理解増進法について」―女性スペースに変化はあったか―と題して作家の森奈津子様の公演がありました。
大阪府本部畑中会長並びに大阪府本部全国理事が参加しました。

自由同和会大阪府本部第39回大会

大会の趣旨 一昨年は、水平社創立100年で部落解放同盟はメディアの特集記事やキャンペーンなどを背景として「部落差別解消法」を補完するとして「部落差別」に特化した条例の成立に向け大々的に運動を展開したが、令和5年4月12日時点で「部落差別」に特化した条例は、都府県は8府県で市町村は138市町村で、令和6年1月11日時点での都府県条例は8府県と増えておらず、令和6年4月9日時点での市町村条例は143市町村で僅か5市町村が増えたに過ぎない。一方、私どもが許容範囲とした「人権」条例にしても、令和5年4月12日時点では19都府県で、令和6年1月11日時点でも19都府県と増加しておらず、令和6年4月9日時点の市町村では370市町村と13市町村が増えたに過ぎず大きな成果があったとは言えない状況になっている。

「人権問題の解決は、個別法によるきめ細かな人権救済の推進で」という自由民主党の方針から「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」「アイヌ民族支援法」が成立したが、部落解放同盟はこれらの法律で解決するのは不十分だとして、これらの団体や関係する個人と連携しながら「包括的な差別禁止法」の制定に取り組むと本年3月に開催した全国大会で行っている。

憲法で言論の自由・表現の自由は保障されているが、人権問題の解決のためにより良い方法を思考していく。

よって本大会は、再度、条例化についての反対を再確認するとともに、人権救済を行う国家行政組織法の第3条委員会である「人権委員会」の設置を中心とする新たな「人権擁護法案」の成立を求めるなど、自由同和会大阪府本部の運動の方向性を審議決定する定期大会である。

日時 平成6年(2024年)7月7日(日) 13時～15時(受付時間12時～)
場所 シティプラザ大阪/大阪市中央区本町橋2-31 TEL 06-6947-7888
講演テーマ 「人権の動向、同和問題、差別について考える」
講師 大阪企業人権協会 人権啓発サポートセンター 古野 哲司(ふるの てつじ)
参加費 3,000円

自由同和会大阪府本部緊急理事会開催

令和6年5月29日(水)午後2時より、大阪経済商工連合会事務所において、緊急理事会を開催しました。

畑中会長の挨拶で、この度は関係各位の皆様にご迷惑をおかけしたことにより、5月31日で当会平野支部の支部長及び事務局長より、退会届けを受理いたしましたので平野支部廃止を緊急理事会で決定しました。



2024(令和6)年度同和問題の早期完全解決に向けた要望書大阪府回答 (447号から続く) (一部抜粋)

課題別要求 3-(6) 教育

①「**道徳教育**」において「差別をしない・いじめは悪いこと」などの教育が必要であるとする。学校教育の中で「**特別の教科**」としての「**道徳**」が位置付けられたことは、人権尊重ということを理解する機会づくりであるとする。平成30年度より小学校での「**道徳**」授業が行われているが、「**同和問題**」についての授業はなされているのか、堺市では行われているが各市町村の実情を報告されたい。道徳心が培われいじめが悪いことと自覚するよう努力されたい。

教育庁市町村教育室小中学校課

大阪府教育庁では、令和5(2023)年3月策定の第2次大阪府教育振興基本計画の重点取組である「豊かな心のはぐみ」として道徳教育を推進しています。

学習指導要領では、「特別の教科 道徳」について、いじめ問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものとし、授業において、自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したり、課題や目標を見つけたりできるよう工夫すること、また、道徳性を養うことの意義について児童生徒が自ら考え、理解し、主体的に学習に取り組めるように示されています。

そのため、大阪府教育庁では、府内小中学校の道徳担当の教員や市町村教育委員会の道徳教育担当指導主事対象の研修会を実施しています。また、授業改善を支援するため、平成30(2018)年2月に、『特別の教科道徳』実践事例集』を府内小中学校に配付しました。令和2(2020)年7月には、コロナ禍で生じている差別やいじめ等の問題について、道徳科でも活用できる独自教材・指導案を作成し、ホームページ上に掲載するとともに、各市町村教育委員会に配付しました。これからも、いじめ問題への対応等、道徳教育の充実に向け、研修会等を通じて、学校、市町村の支援に努めてまいります。

また、同和問題に関する人権課題については、府域すべての市町村立小中学校等において、年間指導計画に位置付けられており、小学校では高学年で、中学校では2年・3年で取り組んでいる学校が多くなっています。

②**府立学校等での人権学習の実施状況を明らかにされたい。**

教育庁教育振興室高等学校課・市町村教育室小中学校課

府立高校における人権学習の実施状況については、毎年、「人権教育実施状況調査」を実施するとともに、校長ヒアリングを通じて把握に努めています。大阪府立高校(全日制・定時制)においては、令和4(2022)年度人権教育の実施回数は延べ1169回実施であり、テーマごとでは、子どもの人権257回、同和問題286回、ジェンダー平等170回、セクシュアル・ハラスメント100回、障がい者問題150回、在日韓国・朝鮮人問題135回、その他の在日外国人問題148回、いじめ327回、性的マイノリティ145回、ヤングケアラー64回、人間関係作りと総合的内容及びその他を合わせて954回となっております。

人権教育の研究については平成20(2008)年度より、大阪府教育庁及び大阪府教育センターが主体となり、研究団体及びモデル的な取組事例を持つ学校から選出された共同研究員とともに研究に取り組んでいます。研究成果については、モデル的な取組事例や教材資料等を全大阪府立学校対象の人権事例研修等において提示するほか、「人権学習のための資料集DVD」として全府立学校に配付し、周知することによって各校における活用を促進しています。今後とも、この共同研究をより効果的、効率的に進め、大阪府立学校における人権教育の充実資するよう努めたいと考えております。

市町村立の学校については、各市町村教育委員会に対して、様々な人権問題の解決に向け、課題別担当者の明確化を図り校内推進体制を確立する等、人権教育を計画的・総合的に推進するよう働きかけているところです。

また、人権教育の推進に係るヒアリングを行い実施状況の把握に努めています。

⑤「**いじめ防止対策推進法**」が平成25年施行され10年が経過したが、**本年も悲惨で痛ましい出来事が発生している**。平成29年3月には、「**いじめ防止基本方針**」も改訂され、新たに「**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**」も策定されたことから、**法の規定を踏まえ市町村や学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態の対処等指導されているか報告されたい**。また、**重大ないじめ事件が発生している現状を鑑みて、スクールカウンセラー・スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカーの拡充を図り、スクールロイヤー配置アドバイザーの設置されていることで法務相談を活用し、重大事態の回避を図っていただきたい**。

学校での基本方針の策定、組織の設置、重大事態への対処等により一層力を入れ、学校や市町村教委への徹底した指導をされたい。

教育庁市町村教育室小中学校課・教育振興室高等学校課

いじめは、犯罪にもつながる行為であり、子どもの将来にわたって内面を傷つける重大な人権侵害であります。それゆえ、各学校においては、的確な実態把握のもと、家庭との連携はもとより、状況に応じて地域や関係機関とも連携し、その解決に向けて取り組む必要があると認識しております。

市町村教育委員会に対しては、これまで、いじめ防止対策推進法に基づく国「**いじめ防止基本方針**」が平成29(2017)年に改訂され、さらに「**いじめの重大事態の調査に関するガイドライン**」が示されたことを受け、府

内小中学校で策定されている「**学校いじめ防止基本方針**」の毎年度の見直しや、各市町村におけるいじめ重大事態調査に係る体制整備等について指導助言するとともに、「**市町村教育委員会に対する指導・助言事項**」を通じて、また、学校や教職員に対しては各種指導資料を通じて、いじめをはじめ生徒指導上の諸課題や人権教育の推進について取組みの要点を示しているところです。

令和元(2019)年度において、第三者委員会の報告が大きく報道されるなど、府内でいじめ重大事態が複数生じました。そのため、法の規定を踏まえた学校での基本方針の策定、体制の整備、重大事態への対処等、各校のいじめ対策についてさらなる見直しを進めるため、「**教員用**」「**学校用**」の「**いじめ対応セルフチェックシート**」を作成し、府内市町村教育委員会に通知として発出するとともに、府内の全学校の校長を対象に「**生徒指導緊急校長研修**」を実施しました。今年度も、各学校、市町村教育委員会に対しては、「**セルフチェックシート**」の活用等を通じて、各学校におけるいじめ対応が迅速かつ適切に行われるよう指導しております。

今後とも、学校や市町村教育委員会において法に基づく適切ないじめ対応が徹底されるよう、連絡会研修等様々な機会を通して指導してまいります。

また、重大ないじめ事案への対応をはじめ、心理的な視点から対応が必要な児童生徒については、スクールカウンセラーを、政令市を除く府内全公立中学校に配置し、校区小学校への派遣も可能とするとともに、令和5(2023)年度においても、昨年度に引き続き、小学校へのスクールカウンセラーの活動時間の拡充を継続しました。

福祉的な視点で対応が必要な児童生徒については、スクールソーシャルワーカーを政令市・中核市を除く府内全中学校区に配置できるよう市町村に対して支援を行っております。児童生徒の命に関わるような、重篤かつ緊急性の高い事案に対しては、スクールカウンセラースーパーバイザーはもちろんスクールソーシャルワーカースーパーバイザー、スクールロイヤー等の専門家から成る「**緊急支援チーム(子ども支援)**」を各市町村・学校に派遣し、児童生徒への支援を行うなど、迅速かつ適切な対応を図っております。今後とも、児童生徒や保護者の思いを的確に受け止め、これらの施策を効果的に推進してまいります。

大阪府においては、「**いじめ防止対策推進法**」を踏まえ、大阪府教育庁や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、「**大阪府いじめ防止基本方針**」を策定しています。また、いじめ問題等に関係する機関の連携を図るための「**大阪府いじめ問題対策関係者機関会議**」、府立学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため「**大阪府立学校いじめ防止対策審議会**」を設置し、いじめ問題の克服に向けて取り組んでおります。

府立学校については、「**府立学校に対する指示事項**」において、いじめは重大な人権侵害事象であることを踏まえ、「**どの学校でも、どの子どもにも起こり得る**」ことを十分認識し、各学校で策定している「**学校いじめ防止基本方針**」に基づき、いじめ防止等の対策のための組織を設置して取組みの実効性を高めるよう指示しています。

また、生徒へのアンケート「**いじめ等アンケート**」を年3回実施したり、教育相談の窓口を周知したりすることにより、いじめ等について実態の把握に努めるとともに、府立高校全校にスクールカウンセラーを配置し、さまざまな課題を抱えている生徒の心のケアに努めていることに加えて、生徒の困難な状況の背景には、心の問題とともに家庭等の厳しい状況もあることから、今年度は高等支援学校5校と府立中学校を含む110校にスクールソーシャルワーカー(SSW)を配置しています。また、すべての府立学校がSSWに相談できる機会を確保するため、府立学校向けSSW定期相談会や、スクールソーシャルワーカースーパーバイザー(SSWSV)によるSSW未配置校への定期巡回などを実施しております。

そして、スクールロイヤー活用事業として、府立学校における解決困難な生徒指導及び保護者等への対応に係る課題の早期解決をめざし、府立学校が弁護士から法的観点に基づく助言を得ながら、適切な対応や取組を進めることができるよう、相談体制を整えています。

さらに、平成26(2014)年度から全ての府立高校で高校生活支援カードを活用しています。このカードにより、これまでの学校生活において生徒や保護者が不安や困難を感じている等について把握し、生徒が安全で安心な学校生活を過ごすことができるよう努めてまいります。

⑦**児童生徒支援加配の活用状況と成果を明らかにされたい。**

教育庁市町村教育室小中学校課・教職員室教職員人事課

児童生徒支援加配の活用にあたっては、市町村教育委員会からのヒアリングにより、生徒の実態、学校の課題、学校の取組み等を把握する等、要望内容に基づき適切な配置に努めており、不登校や、いじめ、問題行動等の生徒指導の課題や、学力向上に向けた学習指導上の課題の改善等の成果をあげています。

なお、その成果については、研修等において発表し、府域への成果の活用を図っています。

大阪府教育庁としては、教育課題を抱える学校の取組みを支援するため、今後とも、国定数の確保に最大の努力を払うとともに、学校の実態を踏まえ、その重点的・効果的な配置を行っていく中で、適切に対応してまいります。

自由同和会 第39回全国大会 祝電

※多数のご祝電、ありがとうございました。この紙面にて御礼申し上げます。	堺市長	大阪市長	(市町村関係)	府民文化部長	大阪府知事	(大阪府関係)	自由民主党市民クラブ大阪府支部代表	幹事長	(大阪府議会関係)	参議院議員	参議院議員	衆議院議員	衆議院議員	衆議院議員	自由民主党大阪府支部連合会会長	(国会関係)	茨木市長	豊中市市長	枚方市長	貝塚市長	交野市長	河内長野市長	阪南市長	摂津市長	岸和田市長	大阪狭山市市長	高石市長	門真市長	和泉市長	四條畷市長	寝屋川市長	東大阪市市長	守口市市長	大東市長	柏原市長	泉南市長	泉南市長	八尾市長	泉大津市長	羽曳野市長	吹田市市長	藤井寺市長	河南町市長	熊取町市長	島本町市長	田尻町市長	豊能町市長	能勢町市長	千早赤阪村市長																
	永藤英機	横山英幸	榎下朋浩	吉村洋文	しかた松男	松川るい	太田房江	柳本顕一	宗清皇一	谷川とむ	高石市長	門真市長	和泉市長	四條畷市長	寝屋川市長	東大阪市市長	守口市市長	大東市長	柏原市長	泉南市長	泉南市長	八尾市長	泉大津市長	羽曳野市長	吹田市市長	藤井寺市長	河南町市長	熊取町市長	島本町市長	田尻町市長	豊能町市長	能勢町市長	千早赤阪村市長	茨木市長	豊中市市長	枚方市長	貝塚市長	交野市長	河内長野市長	阪南市長	摂津市長	岸和田市長	大阪狭山市市長	高石市長	門真市長	和泉市長	四條畷市長	寝屋川市長	東大阪市市長	守口市市長	大東市長	柏原市長	泉南市長	泉南市長	八尾市長	泉大津市長	羽曳野市長	吹田市市長	藤井寺市長	河南町市長	熊取町市長	島本町市長	田尻町市長	豊能町市長	能勢町市長
	南本斎	上森一	上浦登	栗山美政	山田紘平	藤原敏司	森田昌吾	岡田一樹	後藤圭二	山人端創一	南出賢一	大松桂右	山本優真	富宅正浩	逢坂伸子	瀬野憲一	野田義和	広瀬慶輔	東修平	辻ひろみ	宮本孝昭	畑中政昭	古川照人	永野耕平	森山一謙	水野智明	島田智明	河内長野市長	阪南市長	摂津市長	岸和田市長	大阪狭山市市長	高石市長	門真市長	和泉市長	四條畷市長	寝屋川市長	東大阪市市長	守口市市長	大東市長	柏原市長	泉南市長	泉南市長	八尾市長	泉大津市長	羽曳野市長	吹田市市長	藤井寺市長	河南町市長	熊取町市長	島本町市長	田尻町市長	豊能町市長	能勢町市長	千早赤阪村市長										
	南本斎	上森一	上浦登	栗山美政	山田紘平	藤原敏司	森田昌吾	岡田一樹	後藤圭二	山人端創一	南出賢一	大松桂右	山本優真	富宅正浩	逢坂伸子	瀬野憲一	野田義和	広瀬慶輔	東修平	辻ひろみ	宮本孝昭	畑中政昭	古川照人	永野耕平	森山一謙	水野智明	島田智明	河内長野市長	阪南市長	摂津市長	岸和田市長	大阪狭山市市長	高石市長	門真市長	和泉市長	四條畷市長	寝屋川市長	東大阪市市長	守口市市長	大東市長	柏原市長	泉南市長	泉南市長	八尾市長	泉大津市長	羽曳野市長	吹田市市長	藤井寺市長	河南町市長	熊取町市長	島本町市長	田尻町市長	豊能町市長	能勢町市長	千早赤阪村市長										